

報道関係者 各位

令和5年12月22日

【照会先】

職業安定局

高齢者雇用対策課

課長 宿里 明弘

課長補佐 中尾 龍一

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5825)

(直通電話) 03(3502)6779

令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

厚生労働省では、このたび、令和5年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう、企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業237,006社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです*。

厚生労働省では、今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、都道府県労働局、ハローワークによる必要な指導や助言を実施していきます。

*集計結果の主なポイントや詳細は次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※ [] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(9ページ表1、10ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9% [変動なし]

- ・高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が69.2% [1.4ポイント減少]、
「定年の引上げ」により実施している企業は26.9% [1.4ポイント増加]

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (11ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は29.7% [1.8ポイント増加]

- ・中小企業では30.3% [1.8ポイント増加]、大企業では22.8% [2.4ポイント増加]

III 企業における定年制の状況 (12ページ表5)

65歳以上定年企業 (定年制の廃止企業を含む) は30.8% [1.4ポイント増加]

IV 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

① 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (13ページ表6)

66歳以上まで働ける制度のある企業は43.3% [2.6ポイント増加]

② 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (13ページ表7)

70歳以上まで働ける制度のある企業は41.6% [2.5ポイント増加]

<集計対象>

■ 全国の常時雇用する労働者が21人以上の企業237,006社

(報告書用紙送付企業数249,911社)

- ・中小企業 (21~300人規模) : 219,987 社
- ・大企業 (301人以上規模) : 17,019 社

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 高齢者雇用確保措置の状況（9 ページ表 1）

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業（236,815社）は、報告した企業全体の99.9% [変動なし] で、中小企業では99.9% [変動なし]、大企業では99.9%^{注2} [変動なし] であった。

注1 雇用確保措置

高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入[※]

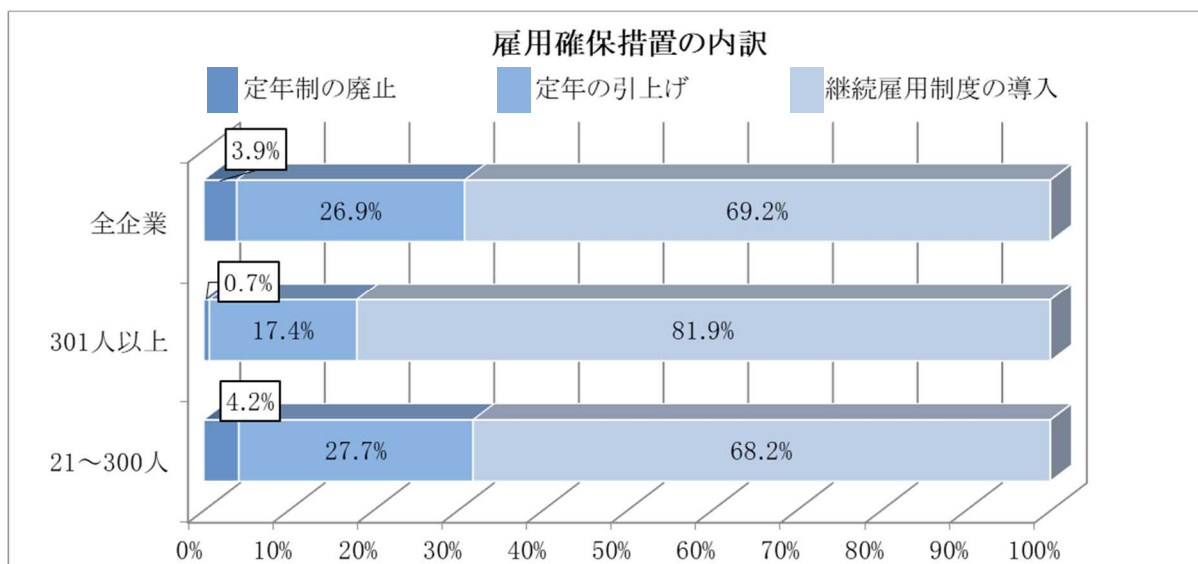
※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能（経過措置）。基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げており、令和4年4月1日から令和7年3月31日における基準を適用できる年齢は64歳である。

注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%または100%となる数値については、小数点第2位以下を切り上げもしくは切り捨てとしている数値がある。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（10 ページ表 3-1）

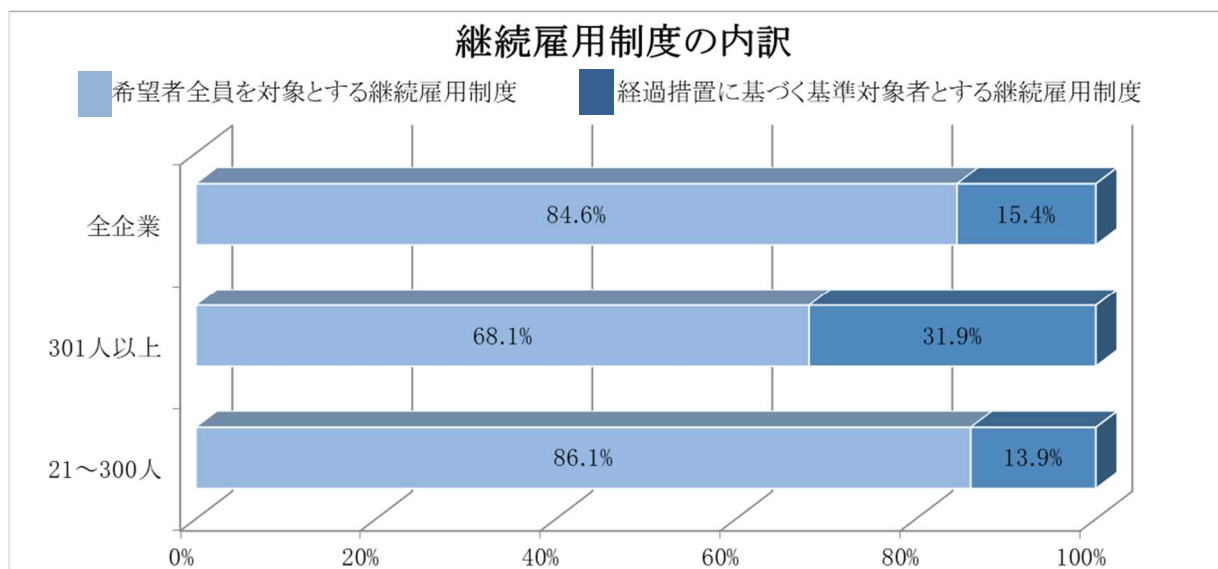
雇用確保措置を実施済みと報告した企業（236,815社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（9,275社）は3.9% [変動なし]、定年の引上げ（63,772社）は26.9% [1.4ポイント増加]、継続雇用制度の導入（163,768社）は69.2% [1.4ポイント減少] であった。



(3) 継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業の状況（10 ページ表 3-2）

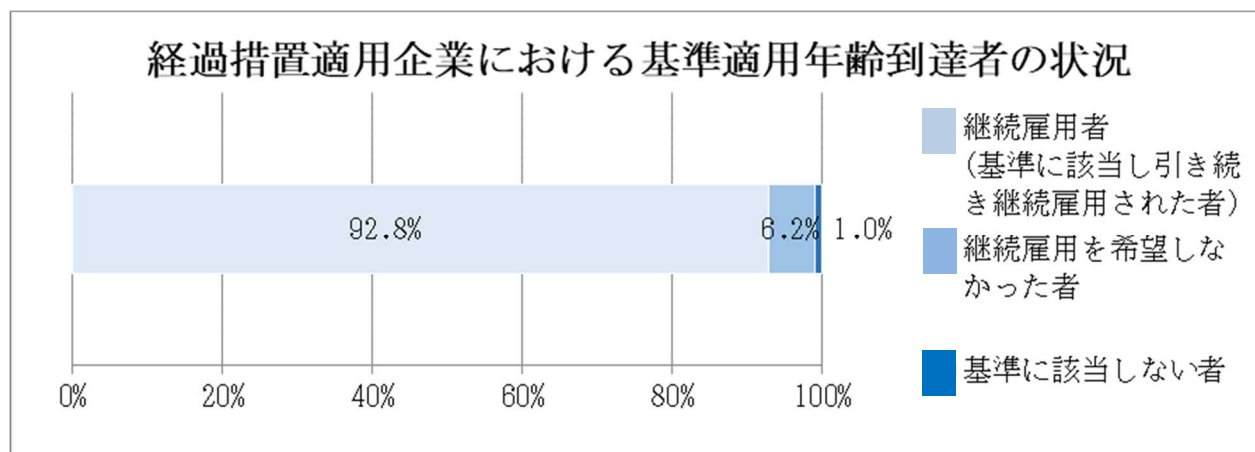
「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業（163,768社）を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は84.6% [1.6ポイント増加] で、中小企業では86.1% [1.5ポイント増加]、大企業では68.1% [3.1ポイント増加] であった。

一方、経過措置に基づき、対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、企業規模計では15.4% [1.6ポイント減少] であったが、大企業に限ると31.9% [3.1ポイント減少] であった。



(参考) 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況 (14 ページ表 8-2)

上記 1 (1) の注 1 に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去 1 年間 (令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日) に、基準を適用できる年齢 (64 歳) に到達した者 (51,962 人) のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 92.8% [1.6 ポイント増加]、継続雇用の更新を希望しなかった者は 6.2% [1.0 ポイント減少]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 1.0% [0.6 ポイント減少] であった。



2 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (11 ページ表 4-1)

(1) 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置 (以下「就業確保措置」^{注3} という。) を実施済みの企業 (70,443 社) は、報告した企業全体の 29.7% [1.8 ポイント増加] で、中小企業では 30.3% [1.8 ポイント増加]、大企業では 22.8% [2.4 ポイント増加] であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みと報告した企業(70,443社)について措置内容別に見ると、定年制の廃止(9,275社)は3.9%[変動なし]、定年の引上げ(5,361社)は2.3%[0.2ポイント増加]、継続雇用制度の導入(55,694社)は23.5%[1.7ポイント増加]、創業支援等措置^{注4}の導入(113社)は0.1%[変動なし]であった。

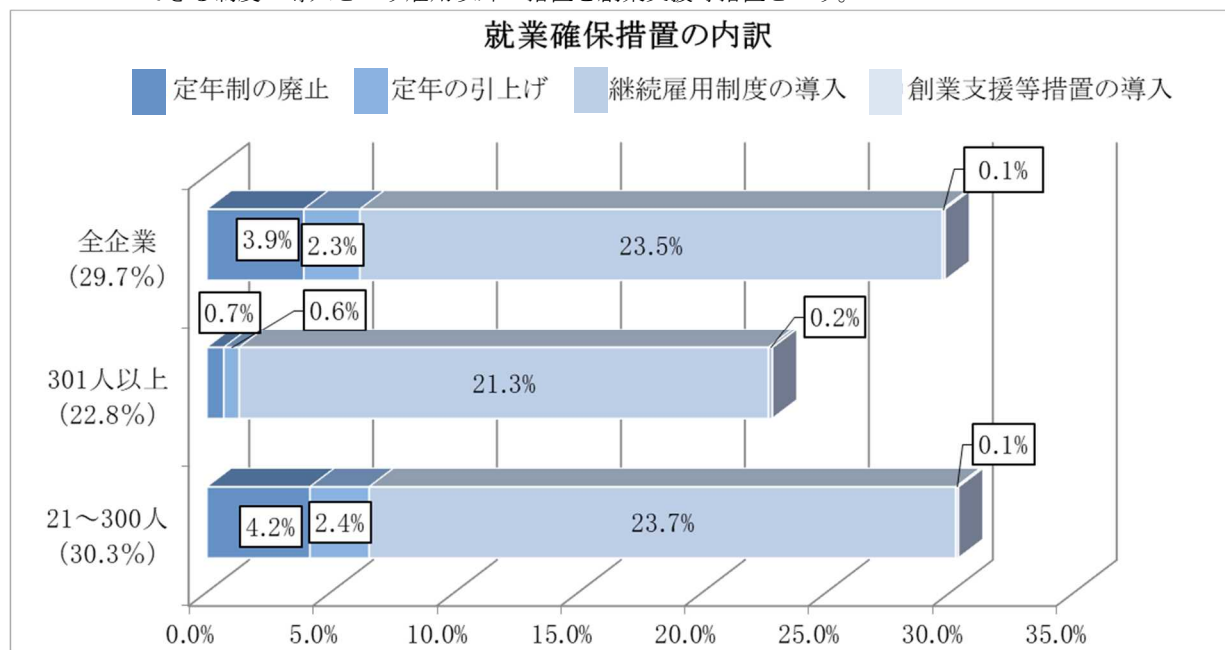
注3 就業確保措置

高齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主は、その雇用する高齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入(事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業)

注4 創業支援等措置

注3の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。

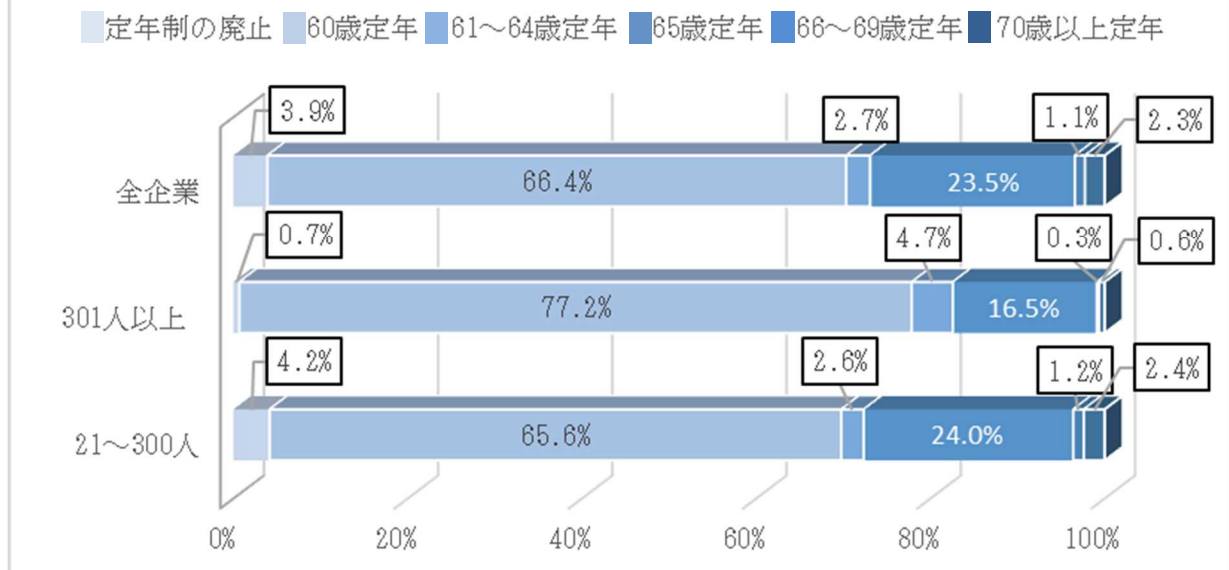


3 企業における定年制の状況 (12ページ表5)

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- ・ 定年制を廃止している企業(9,275社)は3.9%[変動なし]
- ・ 定年を60歳とする企業(157,457社)は66.4%[1.7ポイント減少]
- ・ 定年を61~64歳とする企業(6,502社)は2.7%[0.2ポイント増加]
- ・ 定年を65歳とする企業(55,712社)は23.5%[1.3ポイント増加]
- ・ 定年を66~69歳とする企業(2,699社)は1.1%[変動なし]
- ・ 定年を70歳以上とする企業(5,361社)は2.3%[0.2ポイント増加]

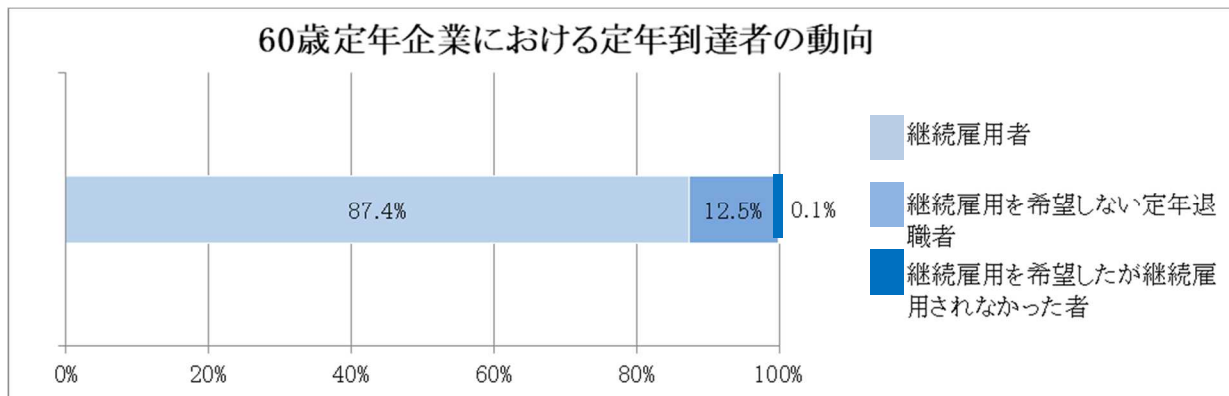
企業における定年制の状況



(参考) 60歳定年企業における定年到達者の動向 (14ページ表8-1)

60歳定年企業において、過去1年間(令和4年6月1日から令和5年5月31日)に定年に到達した者(404,967人)のうち、継続雇用された者は87.4% [0.3ポイント増加] (うち子会社等・関連会社等での継続雇用者は3.3% [0.6ポイント増加])、継続雇用を希望しない定年退職者は12.5% [0.2ポイント減少]、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.1% [0.1ポイント減少]であった。

60歳定年企業における定年到達者の動向



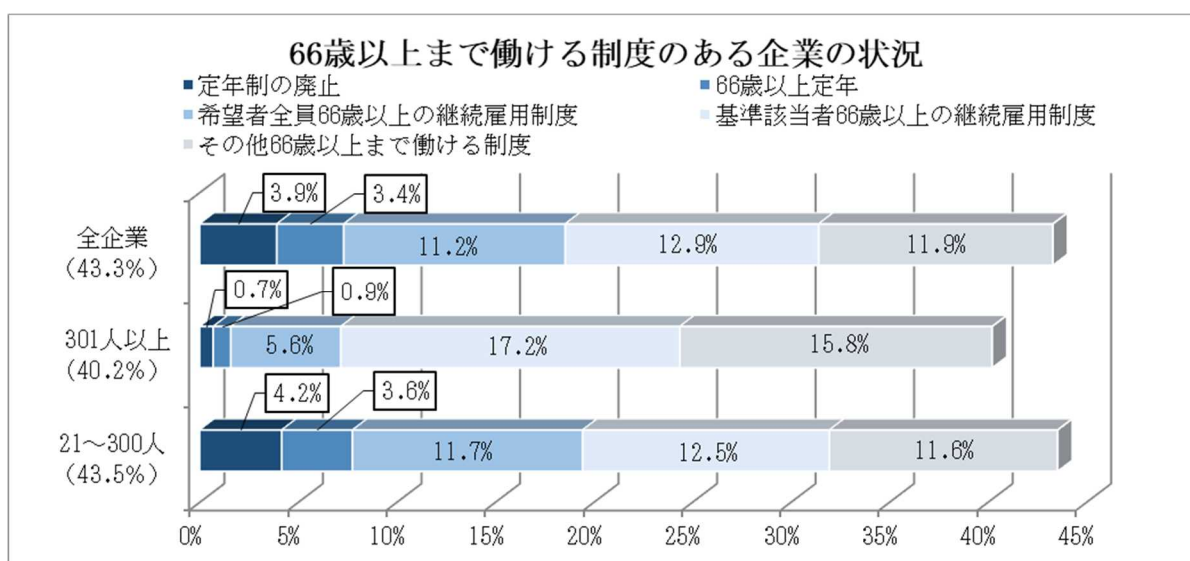
4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（13ページ表6）

66歳以上まで働ける制度のある企業とは、下記の①から⑤の制度等を就業規則等に定めている企業をいう。

- ① 定年制度がない
- ② 定年年齢が66歳以上
- ③ 希望する者全員を66歳以上まで継続雇用
- ④ 対象者に係る基準に該当する者を66歳以上まで継続雇用
- ⑤ 創業支援等措置や、その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる

報告した企業において、66歳以上まで働ける制度のある企業（102,617社）は43.3% [2.6ポイント増加] であった。



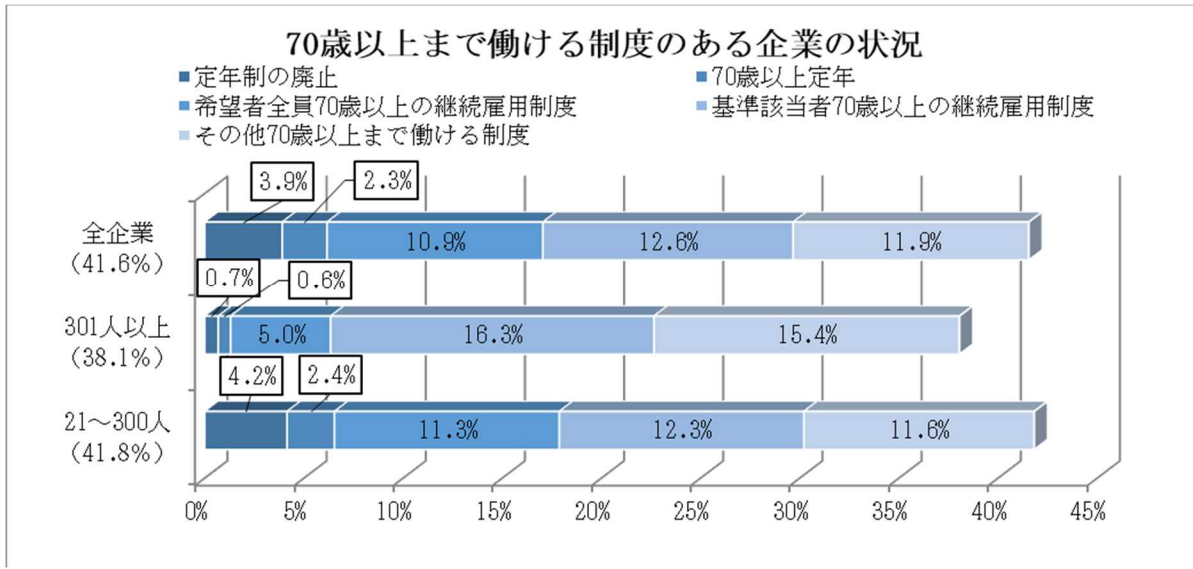
※ 本項目では、66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（13ページ表7）

70歳以上まで働ける制度のある企業とは、下記の①から⑤の制度等を就業規則等に定めている企業をいう。

- ① 定年制度がない
- ② 定年年齢が70歳以上
- ③ 希望する者全員を70歳以上まで継続雇用
- ④ 対象者に係る基準に該当する者を70歳以上まで継続雇用
- ⑤ 創業支援等措置や、その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる

報告した企業において、70歳以上まで働ける制度のある企業（98,484社）は41.6% [2.5ポイント増加] であった。



※ 本項目では、70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「70歳以上定年」のみに計上している。

5 高年齢常用労働者の状況（15 ページ表 9）

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数（約3,525万人）のうち、60歳以上の常用労働者数は約486万人で13.8% [0.3ポイント増加] を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が約262万人、65～69歳が約130万人、70歳以上が約93万人であった。

(2) 高年齢労働者の推移

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約457万人で、平成26年と比較すると、約170万人（59.0%）増加している。また、21人以上企業規模における60歳以上の常用労働者数は約486万人で、令和3年と比較すると、約39万人（8.6%）増加している。

